

○平成 30 年度 2 月議会 和歌山県議会定例会（関連部分抜粋）

（平成 31 年 2 月 25 日）

【藤本眞利子議員 質問（改新クラブ）】

IR 構想では、カジノを含めたホテル、国際会議場、展示施設、魅力増進施設等が建設されるとしているが、大型施設をつくるだけでは集客できないことが過去の事例からも明らかになっている。IR 制度は、リゾート法とコンセプトが似ているが、果たして成功に導けるのか。県の見解を伺う。

【企画部長答弁】

議員御質問の総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法と IR 整備法の関係につきましては、IR 整備法を審議した国会の内閣委員会でも議論がなされております。その中で、リゾート法で多くの構想が破綻した原因は大きく二つあるとされておりまして、一つは収益の核となるエンジンが弱かったこと、もう一つは数をつくり過ぎたこととされているところです。

一方、IR 整備法では、収益の核となるエンジンにカジノ施設を含めることで複合的な観光施設全体を支えるという仕組みが導入されるとともに、認められるのは全国で当面 3 カ所とされているところです。

リゾート法では、第 3 セクター方式による開発も認められており、中には事業採算性の見込みが甘い計画もあったのではないかと考えております。一方、IR は 100%民間投資による設置運営であることから、そもそも収益が見込めないエリアであれば、民間企業の投資が行われにくいというふうと考えております。

【藤本眞利子議員 質問】

県ではシンガポールをお手本に IR 構想を考えているようだが、文化や歴史、地理的環境など、日本とは全く異なるシンガポールと比較するのもちょっと無理があるように思う。大阪を都市型 IR、和歌山をリゾート型 IR にしたい、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサのようなリゾートにしたいと説明されているが、大阪と和歌山ではそのようなことは実現可能なのか。相乗的な効果も含めて考え方を伺いたい。

【企画部長答弁】

昨年本県が実施しました本県 IR への投資意向調査（RFI）には、海外事業者 7 社、国内事業者 26 社から提案をいただいたところです。本県へ投資を希望する全ての IR 事業者に対して、大阪に IR ができたら和歌山への投資はやめるのかということを確認いたしましたところ、事業者の意見は全く逆で、IR は近くに複数あったほうが相乗効果があってよいというものでございました。

和歌山の IR は、大阪とコンセプトが異なる本県の観光資源を生かしたリゾート型の IR であることから、現時点ですが、大阪、和歌山にはそれぞれ異なったタイプの IR 事業者が投資意向を示しておりまして、シンガポールの事例と同様、二つの IR が共存可能だというふうと考えております。

【藤本眞利子議員 質問】

和歌山県は、豊かな自然や食、文化などに恵まれており、そうした既存の資源を生かした観光振興策が成果を上げてきたと思うが、和歌山県の IR 構想との整合性はあるのか。あわせて、基本的なコンセプトを示されたい。

【企画部長答弁】

本県はマリンスポーツや海洋レジャーが満喫できるほか、高野山や熊野街道、温泉、美しい海岸線といった魅力ある観光資源が豊富にあります。これらを背景にしたリゾート型の IR の実現を目指しておりまして、和歌山県 IR 基本構想にその旨をお示ししたところです。

和歌山 IR が実現すれば、和歌山の IR を訪問する多くの観光客が IR 内のさまざまな施設を楽しむことに加えまして、熊野古道や温泉、美しい自然といった IR 外の本県の魅力ある観光資源を訪問することになるというふうに考えております。

他方で、既存の観光資源を目的に本県を訪問した観光客が、新たな観光の目的の一つとして IR を訪問するようになり、既存の観光振興策と新たに整備をされる IR が互いに観光客を呼び込む仕組みとして相乗効果をもたらすこととなると考えているところです。つまり、IR の構想とこれまで和歌山県が行ってきた観光振興策との間にそごはないというふうに考えております。

【藤本眞利子議員 質問】

今回の雇用創出効果の説明ではさまざまな職種に雇用が生まれるとされているが、県内にこれだけの人材が存在するのかと心配でもある。和歌山県の地域振興のための IR 誘致でなければ意味がない。和歌山県全体の発展に結びつくことが必要であると考えているが、そのための取り組みについて示されたい。

【企画部長答弁】

IR は、裾野の広いさまざまな産業により運営される複合観光施設であり、誘致によりもたらされる経済効果、雇用効果はこれまでにない規模となります。

県内に波及する効果を最大化するために、建設時においては可能な限り建設資材や建設工事の地元優先調達に努め、運営時には IR 内で消費する食材や資材に地元調達率を、雇用面では地元雇用率を設定するなどして、県内の隅々まで恩恵が行きわたる仕組みの構築を IR 事業者に求めてまいるように考えております。

(平成 31 年 2 月 25 日)

【雑賀光夫議員 質問 (日本共産党県議団)】

まず、事実問題を整理する。

第 1 点、昨年の選挙で知事が圧倒的多数で再選されたということ、これは間違いない。第 2 点、この選挙で、県下 30 の全ての市町村で、カジノ反対の候補者が得票率をふやし、仁坂候補が得票率を減らしたということ、これも間違いない。第 3 点、NHK が投票所で行った出口調査では、58%の

方が和歌山にカジノは要らないという趣旨の返事をされた、しかし、そのうちの 70%の方は仁坂候補に投票したと報道された。

以上の3点の認識に立って、12月議会で奥村議員が質問した。それに対する知事の答弁を聞いて驚いた。知事は、『IR誘致を進めるべきだ』という主張を掲げた私が当選をしたということは、IR誘致も推進してよろしいと考えられるのではないかというふうに思います」というふうに答えた。

私が述べた三つの点から、どうしてそういう認識になるのか。

#### 【知事答弁】

さきの12月議会では、昨年の選挙で対立候補がIR誘致の是非を一番の争点に掲げる中、誘致を推進している私が、それも誘致を訴えて当選させていただいたという事実とその結果は、IRに限らず、政治家として今後の県の進むべき道を実直に訴えた点が県民に評価されたと考え、そのように答弁した次第でございます。

確かに、カジノについて賛成か反対かの二択でお聞きいたしますと、もともと好きか嫌いかでいうと嫌いという方は結構おられると思いますし、嫌いというふうに思っておられる方は、そらまあ反対と書くだらうなあというふうに思う次第でございます。

日本人はかけごとが嫌いな方がたくさんいらっしゃいますし、また、現にパチンコとか、薬物とか、スマホのゲームなどで依存症と考えられるような人を周囲に見たり聞いたりしている方が多いと思いますので、とりわけそうなると思います。

しかし、そうした方々に、IR推進をやめてしまうと経済発展のチャンスが失われるため、その分、人口減少はとめられないと思いますけど、それでもいいですかというふうに聞くと、それは困ると。いかなる手段を講じても人口減少をとめろというふうにおっしゃる方が多いんじゃないかなというふうに思う次第であります。

したがって、嫌いあるいは嫌いだから反対と言われる方がいるからといって、誘致をとめてしまい、投資の機会を逃せば、本県発展のチャンスは失われると思っております。

また、パチンコのように自由自在の入場を許す形でのカジノ運用など毛頭考えておりませんし、制度もそうなっておりますので、パチンコと同じような依存症がIRあるいはカジノで発生するということは考えられません。

こうしたことも踏まえて、将来の和歌山の発展を考えて、利害得失を十分考えた上で政治家として県民に明確な形で掲げた政策を責任を持って推進していくのは、私の責務であると考えているところでございます。

しかしながら、現に心配や不安もある方もいらっしゃるということは明らかでございますので、少しでも多くの機会に説明をちゃんとするようにして、少しでも理解をしてもらうことは重要であると思います。

また、カジノ以外の原因で現に依存症が存在しておりますから、県民の皆様の懸念がそういうふうにあるから余計というか、あるからIRについても、あるいはカジノについても、やっぱり反対あるいは心配だと、こういうふうに思われることが多いんじゃないか、そういうふうに思うわけでございます。

カジノや IR とこの政策は直接は関係がないんでございますけれども、現にあるギャンブル依存症に取り組んで、その予防と治療をしなきゃいけないというふうに思います。そういうことができなければ、また、IR、カジノに対する嫌い意識が少しは減っていくんじゃないか、そんなふうにも考えます。

したがいまして、新政策で、このもともあるギャンブル等依存症について対策を進めていくような政策予算をお認めいただけますようお願いをしているところでございます。

【雑賀光夫議員 質問】

カジノ企業も、全国レベルでカジノを推進しようとしている人たちも、長崎に1カ所、関西圏に1カ所できるのなら、もう1カ所は、東京か横浜あるいは北海道と考えるのが普通だと思うが、今のところ、どこも手を挙げていない。この状況について、企画部長はどう分析しているか。

【企画部長答弁】

他の自治体の状況について本県が言及する立場にはございませんが、新聞報道等では、本県のほか、大阪府・市、長崎県の3自治体が誘致を正式に表明し、また、北海道や東京都、横浜市、愛知県などが誘致を検討中と伝えられているところです。

議員は関西圏に複数箇所の IR はできないとお考えのようですけども、そのようなことはございません。IR 整備法に規定する認定基準には、地域バランスを考慮し選定するとの項目はございませんし、国会においてもそうした議論はなされておりません。また、そのことについては本県から政府に確認をしておるところです。

加えて、先般、政府主催の法律説明会におきまして、認定基準に関して、地域に偏りが出ないよという基準はない、日本を国際観光先進国にすることが国の政策目標であり、その公共政策の目的に最も合致するものを選定するという考え方が明確に示されました。このことが本県にとって追い風になることは、間違いないと考えております。

県としては、成長戦略の一つとして、将来の和歌山のために IR という新たな要素を取り入れるという考えのもと、認定上限箇所である三つの中に選ばれるよう、引き続き、地元の合意形成を図りながら、地域振興を最大化しつつ、国の観光立国政策に貢献するすぐれた区域整備計画を作成することに全力を挙げ、ぜひとも誘致を実現させたいと考えております。